

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の令和7年度計画（案） 新旧対照表

（主務府省：財務省、農林水産省）

令和7年度計画（新）	令和7年度計画（旧）
<令和7年度計画> 第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1 研究開発マネジメント （1）（略） （2）①～⑤（略） ⑥ 産学官連携機能の強化 <u>ア 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成30年法律第59号）に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者への供用や専門家の派遣等の協力を行うため、スマート農業施設供用推進プロジェクト室及び食品研究部門を中心とした実施体制を構築し、供用等を推進するための取組を行う。</u> <u>イ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者への供用等の協力を行うため、供用する施設として上越市、福山市にほ場、つくば地区に品種育成加速化温室を整備する。また、スマート農業イノベーション推進会議の設立と運営を農林水産省と連携し事務局として支援する。</u>	<令和7年度計画> 第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1 研究開発マネジメント （1）（略） （2）①～⑤（略） ⑥ 産学官連携機能の強化 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、農研機構が保有する研究開発設備等の事業者への供用等の協力を行うため、供用する施設として上越市、福山市にほ場、つくば地区に品種育成加速化温室を整備する。また、スマート農業イノベーション推進会議の設立と運営を農林水産省と連携し事務局として支援する。